

別表 1

補助区分の認定要件

補助区分	認定要件
(1) 公的扶助受給者	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に定める扶助を受けている世帯
(2) 町県民税非課税の身体障害者	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に定める身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害程度等級 1 級又は 2 級に該当する身体障害者を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての者の町県民税が非課税である世帯
(3) 町県民税非課税の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級である重度の精神障害者を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての者の町県民税が非課税である世帯
(4) 町県民税非課税の知的障害者	所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に定める特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター又は精神衛生鑑定医により重度(A 判定)の知的障害者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての者の町県民税が非課税である世帯
(5) 視覚、聴覚障害者	身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)にいう世帯主である者
(6) 重度の身体障害者	身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級または 2 級である重度の身体障害者の属する世帯
(7) 重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級である重度の精神障害者の属する世帯
(8) 重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者の属する世帯
(9) その他の者	上記に掲げる区分に該当しない加入者または企業
(10) その他、町長が特別に認める者	その他、上記に掲げるもののほか、特別の事由があると認められる世帯